

秋田市山王一丁目 1 番 1 号
発行所 秋田市総務部文書法制課
電話 018-866-2008

秋田市旭北錦町 3 番50号
印刷所 株式会社 三戸印刷所
電話 018-823-5351

目 次

規 則

- 母子保健法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則（第42号）…………… 2

告 示

- 市道路線の廃止について（第167号）…………… 2
○市道路線の認定について（第168号）…………… 2
○道路の区域決定および供用開始について（第169号）…………… 3
○都市計画の変更について（第170号）…………… 3
○都市計画の変更について（第171号）…………… 3
○都市計画の変更について（第172号）…………… 4
○都市計画の変更について（第173号）…………… 4
○都市計画の変更について（第174号）…………… 4
○都市計画の変更について（第175号）…………… 4
○土地の区域指定について（第176号）…………… 4
○土地の区域指定について（第177号）…………… 5
○平成26年 6 月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について（第178号）…………… 5
○粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第179号）…………… 8
○介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定について（第180号）…………… 8
○放置自転車等の撤去および保管について（第181号）…………… 8
○市道路線の区域変更および供用開始について（第182号）…………… 8
○平成23年度、平成24年度および平成25年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第183号）…………… 9
○生活保護法による施術者の指定について（第184号）…………… 9
○平成26年度軽自動車税納税通知書の公示送達について（第185号）…………… 9
○平成26年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書の公示送達について（第186号）…………… 9
○秋田市ごみ処理手数料の徴収の事務の委託について（第187号）…………… 9
○功労者名簿の登録について（第188号）……………10
○表彰した者の氏名および事績の概要について（第189号）……………10
○農業委員会等に関する法律による農業委員会総会の招集について（第190号）……………11
○生活保護法による医療機関の指定について（第191号）……………11
○生活保護法による介護機関の指定等について（第192号）……………11
○秋田市立千秋美術館企画展覧会の前売観覧券の販売および前売観覧券販売に係る収入金の徴収事務の委託について（第193号）……………12
○都市計画の変更について（第194号）……………12

- 表彰した者の氏名および事績の概要について（第195号）……………12
○秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例による告示事項の変更について（第196号）……………12
○秋田市立千秋美術館企画展覧会の前売観覧券の販売および前売観覧券販売に係る収入金の徴収事務の委託について（第197号）……………12
○粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第198号）……………13

教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第 9 号）……………13

選 管 告 示

- 平成26年 7 月 6 日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙において当選した者の住所および氏名について（第23号）……………13

農 委 告 示

- 農業委員会総会の招集について（第 8 号）……………13
○農業委員会総会において互選された会長および会長の職務を代理する者の住所および氏名について（第 9 号）……………13

上下水道局告示

- 公共下水道の供用および下水の処理の開始について（第27号）……………14
○指定給水装置工事事業者の廃止について（第28号）……………14
○指定排水設備工事事業者の廃止について（第29号）……………14

公 告

- 秋田都市計画区域および河辺都市計画区域の変更について……………14
○都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に関わる図書の写しの縦覧について……………14
○区域区分の変更に関わる図書の写しの縦覧について……………14
○都市計画施設の変更に関わる図書の写しの縦覧について……………15
○住民基本台帳の一部の写しの縦覧状況について……………15
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について……………18
○公募型プロポーザルの実施について……………18
○公募型プロポーザルの実施について……………19
○道路法による道路と堤防との兼用工作物の管理方法について……………20
○予防接種を行う医師の名前の訂正について……………21
○公募型プロポーザルの実施について……………21
○公募型プロポーザルの実施について……………22
○開発行為に関する工事の完了について……………23
○入札参加希望者の公募について……………23
○開発行為に関する工事の完了について……………24

- 農業地利用集積計画の策定について……………24
- 建築基準法による道路の指定について……………24
- 建築基準法による道路の指定について……………24

規 則

母子保健法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 7 月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第42号

母子保健法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

母子保健法による費用の徴収に関する規則（平成 9 年秋田市規則第33号）の一部を次のように改正する。

別表Aの項中「ならびに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「ならびに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同表の備考の2の(2)中「第41条第1項から第3項まで」を「第41条第1項、第2項および第6項」に、「第4項および第5項」を「第5項および第6項」に、「および第2項、」を「および第3項ならびに」に、「第2項ならびに第41条の19の5第1項」を「第3項」に改め、同表の備考の3の(2)中「1円未満」を「10円未満」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表Aの項の改正規定は、平成26年10月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 改正後の母子保健法による費用の徴収に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表の備考の2の(2)の規定は、平成25年分の所得税の額の計算に係る徴収基準月額および加算基準月額の算定から適用し、平成24年分までの所得税の額の計算に係る徴収基準月額および加算基準月額の算定については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規則別表の備考の3の(2)の規定は、平成26年7月分の徴収すべき費用から適用し、同年6月分までの徴収すべき費用については、なお従前の例による。

告 示

秋田市告示第167号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止するので、同法第10条第3項において準用する同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成26年 7 月 1 日

秋田市長 穂 積 志

1 廃止路線

整理 番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
90050	琵琶沼 2 号線	下新城中野字琵琶沼439番2地先	
		下新城中野字琵琶沼297番地先	
90051	笠岡 1 号線	下新城笠岡字笠岡57番地先	
		下新城笠岡字笠岡24番地先	
100047	陽田寺線	河辺和田字和田55番地先	
		河辺和田字和田37番12地先	

2 縦覧期間

平成26年 7 月 1 日から同月18日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

秋田市告示第168号

道路法（昭和27年法律第180号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するので、同法第 9 条の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成26年 7 月 1 日

秋田市長 穂 積 志

1 認定路線

整理 番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
1088	下新城東西線	下新城中野字琵琶沼439番7地先	
		下新城中野字街道端西242番1地先	
20987	二ツ屋一丁目15号線	仁井田二ツ屋一丁目297番44地先	
		仁井田二ツ屋一丁目521番地先	
30866	イサノ23号線	八橋イサノ一丁目190番7地先	
		八橋イサノ一丁目213番14地先	
30867	八橋本町35号線	八橋本町三丁目387番2地先	
		八橋本町三丁目387番7地先	
51044	牛島西三丁目27号線	牛島西三丁目77番1地先	
		牛島西三丁目151番6地先	
70610	桜一丁目28号線	桜一丁目152番5地先	
		桜一丁目153番5地先	
70611	桜一丁目29号線	桜一丁目161番5地先	
		桜一丁目161番3地先	
90482	笠岡 5 号線	下新城笠岡字笠岡57番地先	
		下新城笠岡字笠岡24番地先	
90483	笠岡 6 号線	下新城笠岡字家越 5 番地先	
		下新城笠岡字家越45番地先	

100317	河辺和田14号線	河辺和田字和田144番 4 地先	
		河辺和田字和田141番地先	
100318	河辺和田15号線	河辺和田字和田39番 1 地先	
		河辺和田字和田28番 8 地先	

2 縦覧期間

平成26年 7 月 1 日から同月18日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

秋田市告示第169号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項および第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定し、供用を開始する。
その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成26年 7 月 1 日

秋田市道路管理者
秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域および供用開始の区間

路線 番号	路 線 名	起 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
		終 点		
1088	下 新 城 東 西 線	下新城中野字琵琶沼439番 7 地先	1,950.80	13.00 ～ 16.50
		下新城中野字街道端西242番 1 地先		
20987	二ツ屋一丁目15号線	仁井田二ツ屋一丁目297番44地先	37.70	5.20 ～ 6.30
		仁井田二ツ屋一丁目521番地先		
30866	イ サ ノ 23 号 線	八橋イサノ一丁目190番 7 地先	91.70	6.00
		八橋イサノ一丁目213番14地先		
30867	八 橋 本 町 35 号 線	八橋本町三丁目387番 2 地先	70.50	6.00
		八橋本町三丁目387番 7 地先		
51044	牛島西三丁目27号線	牛島西三丁目77番 1 地先	153.00	6.00
		牛島西三丁目151番 6 地先		
70610	桜 一 丁 目 28 号 線	桜一丁目152番 5 地先	40.50	4.00
		桜一丁目153番 5 地先		
70611	桜 一 丁 目 29 号 線	桜一丁目161番 5 地先	55.00	6.00
		桜一丁目161番 3 地先		
90482	笠 岡 5 号 線	下新城笠岡字笠岡57番地先	529.70	2.70 ～ 5.00
		下新城笠岡字笠岡24番地先		
90483	笠 岡 6 号 線	下新城笠岡字家越 5 番地先	111.00	4.00 ～ 9.00
		下新城笠岡字家越45番地先		
100317	河 辺 和 田 14 号 線	河辺和田字和田144番 4 地先	73.00	2.50 ～ 2.60
		河辺和田字和田141番地先		
100318	河 辺 和 田 15 号 線	河辺和田字和田39番 1 地先	145.80	5.00
		河辺和田字和田28番 8 地先		

2 縦覧期間

平成26年 7 月 1 日から同月18日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

秋田市告示第170号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項の規定において準用する同法第19条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成26年 7 月 1 日

秋田市長 穂 積 志

1 都市計画の種類および名称

河辺都市計画用途地域（第一種低層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域、準工業地域および工業専用地域）

2 都市計画を変更した土地の区域

変更した部分 無し

3 縦覧場所

秋田市山王一丁目 1 番 1 号
秋田市都市整備部都市計画課

秋田市告示第171号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項の規定において準用する同法第19条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成26年 7 月 1 日

秋田市長 穂 積 志

1 都市計画の種類および名称

河辺都市計画特別用途地区

2 都市計画を変更した土地の区域

変更した部分 無し

3 縦覧場所

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

秋田市都市整備部都市計画課

秋田市告示第172号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成26年 7 月 1 日

秋田市長 穂 積 志

- 都市計画の種類および名称
 - 河辺都市計画道路
3・4・3号前田和田2号線
 - 河辺都市計画公園
4・4・1号北野田公園
 - 河辺都市計画下水道
秋田市公共下水道（河辺地域）
秋田市公共下水道（雄和地域）
 - 河辺都市計画と畜場
河辺町と畜場
- 都市計画を変更した土地の区域
変更した部分 無し
- 縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市都市整備部都市計画課

秋田市告示第173号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成26年 7 月 1 日

秋田市長 穂 積 志

- 都市計画の種類および名称
秋田都市計画用途地域
- 都市計画を変更した土地の区域
秋田市金足下刈字北野、金足下刈字雨池、下新城野字街道端西、下新城野字琵琶沼、飯島字堀川、飯島字飯島水尻、飯島字長山下、飯島字薬師田、飯島新町三丁目、飯島長野本町、飯島鼠田四丁目、添川字地ノ内、添川字境内川原、旭川清澄町、旭川新藤田東町、旭川南町、新藤田字高梨台、桜ガ丘二丁目、桜ガ丘五丁目、下北手梨平字登館、新屋勝平台、新屋南浜町、新屋町字田尻沢、仁井田字新中島、仁井田字大野、浜田字町端、浜田字滝ノ下、浜田字滝ノ浦、浜田字滝ノ元、浜田字境川、浜田字陳ヶ原、下浜長浜字長坂、下浜羽川字下野、下浜羽川字水垂、下浜羽川字下山、下浜羽川字浜稲場、四ツ小屋末戸松本字地藏田、四ツ小屋末戸松本字坂ノ上、河辺北野田高屋字雷谷地、河辺北野田高屋字櫛表、河辺北野田高屋字上前田表、河辺北野田高屋字黒沼下堤下、河辺北野田高屋字高橋、河辺松測字街道北、河辺和田字北条ヶ崎、河辺和田字和田、雄和石田字蟹沢、雄和石田字苗代沢、雄和石田字上大部、雄和石田字中大部、雄和石田字平治ヶ沢、雄和妙法字上大部、雄和妙法字平治ヶ沢および雄和妙法字薊沢地内
- 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号
秋田市都市整備部都市計画課

秋田市告示第174号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成26年 7 月 1 日

秋田市長 穂 積 志

- 都市計画の種類および名称
秋田都市計画特別用途地区
- 都市計画を変更した土地の区域
秋田市下新城野字琵琶沼、四ツ小屋末戸松本字地藏田、四ツ小屋末戸松本字坂ノ上、河辺北野田高屋字黒沼下堤下、河辺北野田高屋字高橋、河辺和田字北条ヶ崎、雄和石田字上大部、雄和石田字中大部、雄和妙法字上大部、雄和妙法字平治ヶ沢および雄和妙法字薊沢地内
- 縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市都市整備部都市計画課

秋田市告示第175号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成26年 7 月 1 日

秋田市長 穂 積 志

- 都市計画の種類および名称
秋田都市計画準防火地域
- 都市計画を変更した土地の区域
秋田市下新城野字琵琶沼地内
- 縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市都市整備部都市計画課

秋田市告示第176号

秋田市宅地開発に関する条例（平成14年秋田市条例第28号）第15条の2第1項の規定により、次のとおり土地の区域を指定したので、同条第2項の規定により告示し、その関係図書を縦覧に供する。

平成26年 7 月 1 日

秋田市長 穂 積 志

- 土地の区域
横森三丁目、濁川、添川、広面、柳田、太平黒沢、太平寺庭、太平中関、太平八田、太平目長崎、下北手桜、下北手宝川、下北手通沢、下北手松崎、下北手柳館、上北手荒巻、上北手大戸、上北手猿田、上北手百崎、仁井田、四ツ小屋、四ツ小屋小阿地、四ツ小屋末戸松本、豊岩石田坂、豊岩小山、豊岩豊巻、外旭川、飯島、下新城青崎、下新城岩城、下新城小友、下新城笠岡、下新城長岡、下新城野、上新城五十丁、上新城中、上新城保多野、上新城道川、金足岩瀬、金足浦山、金足大清水、金足片田、

金足黒川、金足小泉、金足下刈、金足高岡、金足鳩崎、金足堀内、河辺赤平、河辺岩見、河辺大張野、河辺北野田高屋、河辺三内、河辺神内、河辺高岡、河辺戸島、河辺畑谷、河辺松測、河辺諸井、河辺和田、雄和種沢、雄和平尾鳥、雄和石田、雄和平沢、雄和椿川、雄和田草川および雄和芝野新田の各一部の区域

2 縦覧場所

秋田市都市整備部都市計画課

秋田市告示第177号

秋田市宅地開発に関する条例（平成14年秋田市条例第28号）第15条の4第1項第7号の規定により、次のとおり土地の区域を指定したので、同条第2項の規定により告示し、その関係図書を縦覧に供する。

平成26年 7 月 1 日

秋田市長 穂 積 志

1 土地の区域

河辺赤平、河辺岩見、河辺大沢、河辺大張野、河辺北野田高屋、河辺三内、河辺神内、河辺高岡、河辺戸島、河辺豊成、河辺畑谷、河辺松測、河辺諸井、河辺和田、雄和種沢、雄和平尾鳥、雄和妙法、雄和石田、雄和平沢、雄和椿川、雄和田草川および雄和芝野新田の各一部の区域

2 縦覧場所

秋田市都市整備部都市計画課

秋田市告示第178号

平成26年 6 月30日の「平成26年 6 月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

平成26年 7 月 1 日

秋田市長 穂 積 志

平成26年度秋田市一般会計補正予算（第1号）

平成26年度秋田市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ808,549千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124,832,549千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の補正は、「第2表 継続費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第4条 市債の補正は、「第4表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
13 分担金及び負担金		千円 1,318,451	千円 1,920	千円 1,320,371
	1 分担金	6,995	1,920	8,915
15 国庫支出金		18,132,652	246,743	18,379,395
	2 国庫補助金	3,318,437	246,743	3,565,180
16 県支出金		6,957,452	52,282	7,009,734
	1 県負担金	3,248,043	3,750	3,251,793
	2 県補助金	3,181,087	48,532	3,229,619
19 繰入金		2,598,246	16,037	2,614,283
	2 基金繰入金	2,250,300	16,037	2,266,337
20 繰越金		650,000	256,840	906,840
	1 繰越金	650,000	256,840	906,840
21 諸収入		6,540,115	6,927	6,547,042

	5 雑入	1,177,782	6,927	1,184,709
22 市 債		13,442,800	227,800	13,670,600
	1 市債	13,442,800	227,800	13,670,600
歳 入 合 計		124,024,000	808,549	124,832,549

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 16,261,476	千円 273,599	千円 16,535,075
	1 総務管理費	14,545,187	273,599	14,818,786
3 民 生 費		44,244,359	195,868	44,440,227
	1 社会福祉費	20,959,013	40,293	20,999,306
	2 児童福祉費	13,609,046	150,575	13,759,621
	5 災害救助費	2,350	5,000	7,350
6 農林水産業費		3,170,495	69,354	3,239,849
	1 農業費	2,337,117	69,354	2,406,471
7 商 工 費		6,290,365	6,347	6,296,712
	1 商工費	6,290,365	6,347	6,296,712
8 土 木 費		12,369,636	159,514	12,529,150
	2 道路橋りょう費	3,380,920	99,000	3,479,920
	5 都市計画費	3,103,176	60,514	3,163,690
9 消 防 費		5,284,334	1,130	5,285,464
	1 消防費	5,284,334	1,130	5,285,464
10 教 育 費		10,739,903	102,737	10,842,640
	8 大学費	871,610	102,737	974,347
歳 出 合 計		124,024,000	808,549	124,832,549

第2表 継続費補正
(追加)

(単位：千円)

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
2 総 務 費	1 総務管理費	防災行政無線移動系通信システム整備事業	419,000	平成26年度	39,667
				平成27年度	379,333

(変更)

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	東部市民サービスセンター（仮称）整備事業	997,715	平成25年度		1,009,738	平成25年度	
				平成26年度	818,364		平成26年度	830,387
				平成27年度	179,351		平成27年度	179,351

第3表 債務負担行為補正

(追加)

(単位：千円)

事項	期間	限度額
インバウンド観光客おもてなし推進事業	平成26年度～平成27年度	4,539

第4表 市債補正

(単位：千円)

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
総務費	3,244,100	51,000	3,295,100			
農業費	104,600	6,600	111,200			
道路橋りょう費	385,800	40,100	425,900			
土地区画整理費	622,000	14,400	636,400			
街路事業費	232,000	17,100	249,100			
公園整備費	17,900	11,900	29,800			
大学費	—	86,700	86,700	普通貸借又は証券発行	5.0％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
計	13,442,800	227,800	13,670,600			

平成26年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第1号）
平成26年度秋田市の土地区画整理会計補正予算（第1号）は、
次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26,523千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,388,682千円とする。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金		千円 594,100	千円 10,609	千円 604,709
	1 国庫補助金	594,100	10,609	604,709
4 繰入金		721,237	15,914	737,151
	1 一般会計繰入金	721,237	15,914	737,151

歳入合計	1,362,159	26,523	1,388,682
------	-----------	--------	-----------

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		千円 1,359,659	千円 26,523	千円 1,386,182
	1 土地区画整理費	1,359,659	26,523	1,386,182
歳出合計		1,362,159	26,523	1,388,682

秋田市告示第179号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので、告示する。

平成26年7月1日

秋田市長 穂 積 志

1 売りさばき人の指定を受けた者

住所 秋田県潟上市天王字西長根40番地14

名称 有限会社エムズ

氏名 三 浦 卓

2 売りさばき所の所在地

秋田市土崎港南二丁目5番16号

3 売りさばき所の名称

ローソン秋田土崎港南二丁目店

秋田市告示第180号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示する。

平成26年7月1日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	指 定 の 年 月 日	サービス の 種 類
株式会社メンタルサポート	茶話本舗デ イサービス 南通り	秋田市南 通亀の町 4番7号	平成26年 7月1日	通所介護

秋田市告示第181号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年初田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成26年7月4日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 7台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 2台

ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 2台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成26年6月4日から同月30日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）

秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成26年7月18日から平成27年1月18日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 866-2035

秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第182号

市道路線の区域変更および供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成26年7月9日

秋田市道路管理者

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域および供用開始の区間

整理 番号	旧 新	路 線 名	区 域	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
20293	旧	牛 島 東 三 丁 目 四 丁 目 線	秋田市牛島東三丁目387番 2 地先 秋田市牛島東四丁目11番地先	383.2	2.7 ～ 6.0
	新	牛 島 東 三 丁 目 四 丁 目 線	秋田市牛島東三丁目387番 2 地先 秋田市牛島東四丁目11番地先	383.2	2.7 ～ 6.0
20702	旧	牛 島 東 四 丁 目 8 号 線	秋田市牛島東四丁目21番 3 地先 秋田市牛島東四丁目148番 2 地先	187	5.0 ～ 6.2
	新	牛 島 東 四 丁 目 8 号 線	秋田市牛島東四丁目21番 3 地先 秋田市牛島東四丁目148番 2 地先	187	5.2 ～ 6.2

2 区域決定および供用開始の期日

平成26年 7 月 9 日

- 3 縦覧期間 平成26年 7 月 9 日から同月30日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く、午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

秋田市告示第183号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の 2 第 1 項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成26年 7 月11日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類

平成23年度、平成24年度および平成25年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第184号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の 3 の規定により告示する。

平成26年 7 月11日

秋田市長 穂 積 志

指定

氏 名	施術所の 名 称	施 術 所 の 所 在 地	指 定 年月日
佐藤 靖子	千秋治療院	秋田市千秋中 島町19番 7 号	平成26年 7 月 1 日
矢野 仁	矢野針療院	秋田市東通五 丁目 6 番 7 号	平成26年 7 月 1 日
相川 圭紀	相川治療院	秋田市広面字 谷地田46番地 1 101	平成26年 7 月 1 日
工藤富士夫	工藤鍼灸整骨院	秋田市土崎港 中央一丁目 5 番22号	平成26年 7 月 1 日

金 恵士朗	百会堂鍼灸院	秋田市泉北一 丁目 6 番18号	平成26年 7 月 1 日
福士 弘	福士はり・きゅう・ あん摩マッサー ジ治療院	秋田市新屋豊 町15番16号	平成26年 7 月 1 日
工藤 正樹	工藤鍼灸整骨院	秋田市土崎港 中央一丁目 5 番22号	平成26年 7 月 1 日
渡辺 稔	渡辺鍼灸マッサー ジ院	秋田市仁井田 栄町 8 番26号	平成26年 7 月 1 日

秋田市告示第185号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の 2 第 1 項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、企画財政部市民税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成26年 7 月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の住所および氏名
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類

平成26年度軽自動車税納税通知書

秋田市告示第186号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の 2 の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は、企画財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成26年 7 月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名
別紙（省略）のとおり
- 2 送達すべき書類の名称
平成26年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収
税額決定・変更通知書

秋田市告示第187号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 2 項の規定に基づき、秋田市ごみ処理手数料の徴収の事務を次の者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成26年 7 月14日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名

秋田県潟上市昭和大久保字堤の上117番地
ダイサンクレタ店
有限会社ダイサン
代表取締役 三 浦 元

秋田市告示第188号

次の者を秋田市功労者等の待遇に関する条例（昭和29年秋田市条例第14号）により功労者名簿に登録する。

平成26年 7 月15日

秋田市長 穂 積 志

第511号 渡 邊 靖 彦 秋田県南秋田郡五城目町字上町193番地

長年にわたり秋田商工会議所会頭として本市商工業の振興発展に貢献するとともに、バス事業者の代表として本市高齢者コインバス事業に一体となって取り組むなど、多岐にわたり本市の公益および発展に大きく貢献した。

第512号 高 井 宏 司 秋田市山王中島町16番30号

長年にわたり秋田市監査委員として財務管理に関する識見を基に本市の財務事務の適正化を図るとともに、公正で効率的な行財政運営の確保に大きく貢献した。

第513号 熊 谷 清 勝 秋田市仁井田本町六丁目 8 番68号

長年にわたり農業委員会委員として農業政策への建議・要望の提出と農地転用等に対する助言・指導を行うなど、本市の農地行政の執行に大きく貢献した。

秋田市告示第189号

秋田市表彰規則（昭和58年秋田市規則第12号）に基づき表彰した者の氏名および事績の概要は次のとおりである。

平成26年 7 月15日

秋田市長 穂 積 志

長年にわたり人権擁護委員として人権相談・人権啓発活動等に尽力し市勢の発展に貢献した。

伊 藤 敬 一
笹 村 淳 子
澤 口 龍 文
田 中 伸 一

長年にわたり市交通指導隊の指導的立場にあって交通事故の防止と交通安全意識の高揚に尽力し交通安全の推進に貢献した。

北 林 宣 徳
大 友 良 夫
根 元 雅 民

長年にわたり町内会長として町内の融和と自治活動の推進に尽力し市民参加のまちづくりに貢献した。

佐 渡 敬 一
波多野 達 雄
嵯 峨 賢
佐 藤 信 康
森 川 茂
松 田 幸 雄
柏 谷 英 夫
櫻 田 元 宏
堀 井 伸 一
久保市 良 悦

新 岡 巖
奥 村 紀 男
山 田 昇
佐 藤 重 博
渡 邊 達 夫
白 岩 和 弘
鎌 田 美子雄
金 山 明 美
安 田 泰 公
田 口 和 春
高 橋 善 孝
豊 島 金 秀
鈴 木 哲
酒 井 俊 一
松 山 明

長年にわたり在宅介護者を支えるためのボランティア活動に精励し本市社会福祉の向上に貢献した。

廣 田 伴三郎

長年にわたりボランティア活動に精励し市民参加のまちづくりと社会福祉の向上に貢献した。

白 ゆ り 会

長年にわたり民生委員・児童委員として職務に精励し本市社会福祉の向上に貢献した。

田 中 安
渡 邊 静
三 浦 正 成
野 口 いね子
米 野 壽 子
菅 原 英 幸
渡 邊 セツ子
飯 塚 均
相 原 彰 子
武 藤 芳
池 田 まつ子
荒 川 淳 子
安 藤 美保子
加 藤 薫
田 口 忠 次
佐 藤 真紀男
長谷川 武 司
船 木 千喜子
高 橋 優 子
佐 藤 勝 郎
大 山 峯 雄
鈴 木 啓 子
神 谷 薫
見 上 定 夫
八 嶋 昭 康
佐々木 直 子
加賀谷 精 治
森 本 讀 春
伊 藤 邦 子

長年にわたり地域保健推進委員会の代表として職務に精励し市民の健康増進に貢献した。

加賀谷 節 子

日 高 ミ ヨ
加 藤 清 枝
木 村 要 子
藤 原 清
樋 渡 久 孝
原 田 ユ キ
千 葉 秀 男
其 田 甫 郎
高 橋 弘 子

長年にわたり救急救命士の実習体制等の構築に尽力し救急業務の高度化に貢献した。

門 脇 謙

長年にわたり環境審議会委員として環境施策への提言・助言を行うなど本市環境行政の推進に貢献した。

杉 山 秀 樹

長年にわたり商店街振興会の要職を務め商店街の健全な発展に寄与し本市商業の振興に貢献した。

舩 谷 昇 平
菅 原 弘 夫
石 川 善 春
辻 篤 志
藤 田 幸 雄
林 公 輝

長年にわたり山林看守人として市有林の保護育成に精励し本市林業の振興に貢献した。

佐 藤 傳 司

長年にわたり林道管理責任者として林道の維持管理に精励し本市林業の振興に貢献した。

熊 谷 昭 男

長年にわたりボランティア活動や地域の歴史研究に精励し文化財の保護活用に貢献した。

夏 井 勇

長年にわたり少年指導センター少年指導委員として少年の非行防止と健全育成に貢献した。

佐 藤 宗 春
谷 岡 としえ
佐 藤 富 子
土 田 早 苗
深 井 鈴 美
北 嶋 一 美
伊 藤 茂 樹
田 近 サト子
宇佐美 美 保
渡 邊 裕 子

長年にわたり児童育成クラブ世話人として児童館等での活動に精励し本市児童の健全育成に貢献した。

西 川 寿 子
佐 藤 美和子
坪 川 幸 子

長年にわたり都市環境の創造および保全に関する審議会会長等として本市都市環境施策の推進に貢献した。

折 田 仁 典

長年にわたり都市環境の創造および保全に関する審議会委員等として本市都市環境施策の推進に貢献した。

金 子 健 三

加 藤 一 成
長年にわたり都市緑化推進専門部会部会長等として本市都市環境施策の推進に貢献した。

井 上 正 鉄

長年にわたり景観形成専門部会委員として本市都市環境施策の推進に貢献した。

半 田 和 彦

長年にわたり都市緑化推進専門部会委員として本市都市環境施策の推進に貢献した。

小 林 晴 樹

長年にわたり明るい選挙推進協議会委員として市民の政治意識の向上と明るい選挙の推進に貢献した。

根 田 貞 子
谷 村 重 子

長年にわたり他の模範となって自主的な防災活動や防災知識の普及啓発活動に精励し本市の地域防災の向上に貢献した。

稗田南町内会自主防災隊
女米木自治会自主防災隊

秋田市告示第190号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第21条第1項の規定に基づき、平成26年 7 月23日午後 3 時秋田市政所正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成26年 7 月16日

秋田市長 穂 積 志

案件

- 1 会長の互選に関する件
- 2 会長の職務を代理する者の互選に関する件
- 3 運営委員会委員の選任に関する件
- 4 農地等保全委員会委員の選任に関する件
- 5 農政専門委員会委員の選任に関する件

秋田市告示第191号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の 3 の規定により告示する。

平成26年 7 月17日

秋田市長 穂 積 志

指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
中通総合病院（歯科）	秋田市南通みその町 3 番15号	平成26年 6 月 1 日

秋田市告示第192号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 1 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例による場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定、変更および廃止したので、同法第55条の 3 の規定により告示する。

平成26年 7 月17日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
特別養護老人ホーム中通アネックス	秋田市中通五丁目 8 番16号	平成26年 6 月15日

介護老人保健施設 三 楽 園	秋田市飯島字堀川84番地	平成26年 5 月 1 日
三楽園リハビリ テ ー シ ョ ン	秋田市飯島字堀川84番地	平成26年 6 月 1 日

2 変更

名 称	変更事項（名称・所在地・その他）		変 更 年月日
	変 更 前	変 更 後	
本道の街ホームヘルパーステーション	ひだまりホームヘルパーステーション 秋田市東通仲町 4 番 1 号秋田拠点センター アルヴェ 5 階 TEL 018-884-1401	本道の街ホームヘルパーステーション 秋田市柳田字川崎138番地 TEL 018-884-7744	平成26年 5 月15日

3 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
川口ホームヘルパー ス テ ー シ ョ ン	秋田市榎山登町10番64号	平成26年 5 月31日

秋田市告示第193号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、秋田市立千秋美術館企画展覧会の前売観覧券の販売および前売観覧券販売に係る収入金の徴収事務を次のものへ委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成26年 7 月23日

秋田市長 穂 積 志

受託人の住所および氏名

秋田県秋田市山王臨海町 1 番 1 号

株式会社秋田魁新報社

代表取締役社長 小笠原 直 樹

秋田市告示第194号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項の規定において準用する同法第19条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成26年 7 月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 都市計画の種類および名称
- 秋田都市計画地区計画 下新城中野地区計画
- 2 都市計画を変更する土地の区域
- 秋田市下新城中野字街道端西地内
- 3 都市計画の縦覧場所
- 秋田市山王一丁目 1 番 1 号
- 秋田市都市整備部都市計画課

秋田市告示第195号

平成26年 7 月23日に秋田市文化振興条例（昭和58年秋田市条例第 4 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき表彰した者の氏名および事績の概要を、秋田市文化振興条例施行規則（昭和58年秋田市規則第11号）第 8 条第 2 項の規定により告示する。

平成26年 7 月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市文化選奨

五十嵐 典 彦

久保田城下町の研究に努め優れた作品「あきたの町並みと町家－歴史空間の継承に－」を発表し、郷土の歴史を広く伝えるなど本市文化の振興に貢献した。

渡 部 晃 溪（本名 渡 部 世 子）

卓越した技術で優れた作品「千字文 梁勅員外散騎侍郎周興嗣次韻」を発表し、書道の魅力を広く伝えるなど本市文化の振興に貢献した。

土崎のことは編集委員会

地域文化の継承に努め優れた作品「続土崎のことは」を発表し、方言の記録保存と文化を通じた地域の絆づくりを進めるなど本市文化の振興に貢献した。

秋田市告示第196号

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成26年 7 月30日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名
- 秋田市太平山スキー場
- 太平山リゾート公園
- 2 指定管理者
- 太平山観光開発株式会社
- 3 変更があった事項およびその内容
- 代表者の氏名
- 変更前 代表取締役社長 木 内 鑽 生
- 変更後 代表取締役社長 中 野 鋼 一
- 4 変更年月日
- 平成26年 6 月27日
- 5 変更理由
- 役員の改選による。

秋田市告示第197号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、秋田市立千秋美術館企画展覧会の前売観覧券の販売および前売観覧券販売に係る収入金の徴収事務を次のものへ委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成26年 7 月30日
秋田市長 穂 積 志
受託人の住所および氏名
秋田県秋田市中通七丁目 1 番 2 号
秋田ステーションビル株式会社
代表取締役社長 松 本 実

秋田市告示第198号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成 4 年秋田
市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさば
き人を次のとおり指定したので、告示する。

平成26年 7 月31日
秋田市長 穂 積 志
1 売りさばき人の指定を受けた者
住所 秋田市大平台四丁目 4 番地23
名称 有限会社シーアンドエル
氏名 代表取締役 辻 永 均
2 売りさばき所の所在地
秋田市上北手荒巻字堺切27番地 1
3 売りさばき所の名称
ローソン秋田日赤病院前店

教 委 告 示

秋田市教委告示第 9 号

平成26年 7 月24日午後 1 時秋田市教育委員会教育委員会室に教
育委員会定例会を招集する。

平成26年 7 月16日
秋田市教育委員会
委員長 石 田 英 憲

付議案件

- 平成27年度使用秋田市立小学校教科用図書の採択に関する件
- 平成27年度使用秋田市立秋田商業高等学校教科用図書の採択
に関する件
- 平成27年度使用秋田市立御所野学院高等学校教科用図書の採
択に関する件
- 平成27年度使用秋田公立美術大学附属高等学院教科用図書の
採択に関する件

選 管 告 示

秋市選管告示第23号

平成26年 7 月 6 日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙におけ
る当選した者の住所および氏名は次のとおりであるので、農業委
員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用
する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第101条の 3 第 2 項の規
定により告示する。

平成26年 7 月 7 日
秋田市選挙管理委員会
委員長 塚 田 勇
第 1 選挙区
秋田市金足小泉字上前 3 番地 佐々木 吉 秋
秋田市寺内鶴ノ木 1 番 5 号 土 田 弘 資

秋田市上新城道川字家ノ下124番地 白 岩 勝
秋田市飯島飯田一丁目 4 番20号 藤 田 正 義
秋田市下新城岩城字金光畑350番地 須 磨 良 郎

第 2 選挙区

秋田市外旭川字梶ノ目237番地 小 野 賢 一
秋田市上北手荒巻字前田227番地 鈴 木 尚 一
秋田市槇山大元町 7 番 1 号 小 場 與志雄
秋田市太平山谷字地主42番地 鈴 木 久 光
秋田市下北手宝川字大西ヶ沢21番地 川 村 一 郎

第 3 選挙区

秋田市四ツ小屋小阿地字坂ノ下30番地 鈴 木 万喜夫
秋田市仁井田字大野220番地 相 場 堅 一
秋田市下浜羽川字大田23番地 大 田 誠 悦
秋田市豊岩豊巻字内縄尻11番地 嵯 峨 重 美
秋田市豊岩豊巻字中沢33番地 武 藤 真 作

第 4 選挙区

秋田市河辺畑谷字中村 6 番地 稲 垣 靖
秋田市河辺諸井字大部264番地 田 近 金 一
秋田市河辺赤平字中村54番地 菅 原 正 人
秋田市河辺岩見字鶴養 6 番地 佐 藤 金 正
秋田市河辺岩見字萱森63番地 鎌 田 英 文

第 5 選挙区

秋田市雄和相川字銅屋309番地 伊 藤 洋 文
秋田市雄和平沢字金沢77番地10 齊 藤 信 勝
秋田市雄和新波字竹ノ花10番地 3 珍 田 美智彦
秋田市雄和繁字上田面32番地 齊 藤 善 彦
秋田市雄和田草川字大沢口15番地 1 鈴 木 昇

農 委 告 示

秋田市農委告示第 8 号

平成26年 7 月15日午後 2 時秋田市役所正庁に秋田市農業委員会
総会を招集する。

平成26年 7 月 8 日
秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋
案件

- 農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件（1 件）
- 農地法第 5 条の規定による許可申請に関する件（1 件）
- 農用地利用集積計画（平成26年度第 4 号）に関する件
- 非農地証明申請に関する件（6 件）

秋田市農委告示第 9 号

平成26年 7 月23日開催の秋田市農業委員会総会において互選さ
れた会長および会長の職務を代理する者の住所および氏名につい
て、秋田市農業委員会規則第 2 条第 2 項に基づき告示する。

平成26年 7 月24日
秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋
1 会長
(1) 住所 秋田市金足小泉字上前 3 番地
(2) 氏名 佐々木 吉 秋
2 会長の職務を代理する者
(1) 住所 秋田市河辺赤平字中村54番地
(2) 氏名 菅 原 正 人

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第27号

公共下水道の供用および下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、関係図面は、秋田市上下水道局下水道整備課において一般の縦覧に供する。

平成26年 7 月 1 日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 佐 太 幸

- 1 供用および下水の処理を開始すべき年月日
平成26年 7 月16日
- 2 下水を排除すべき区域および下水を処理すべき区域
別紙（省略）のとおり
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 4 供用を開始しようとする排水設備の合流式又は分流式の別
分流式
- 5 終末処理場の位置および名称
別紙（省略）のとおり
- 6 縦覧場所の住所
秋田市川尻みよし町14番 8 号
- 7 縦覧の期間
平成26年 7 月 2 日から同月15日まで（土曜日および日曜日を
除く、午前 8 時30分から午後 5 時15分まで）

秋田市上下水道局告示第28号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の 7 の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の廃止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第 2 号）第 8 条の 3 第 2 号の規定により告示する。

平成26年 7 月25日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 佐 太 幸

- 1 指定給水装置工事事業者の廃止

指定工事事業者	代 表 者	所 在 地
有限会社不二設備工業	工 藤 祐 司	秋田市外旭川字三後田25番地の 2

- 2 廃止年月日
平成26年 5 月25日

秋田市上下水道局告示第29号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第 5 条の 7 の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の廃止の届出を受理したので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第 7 号）第 9 条第 3 号の規定により告示する。

平成26年 7 月25日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 佐 太 幸

- 1 指定排水設備工事業者の廃止

指定工事業者	代 表 者	所 在 地
有限会社不二設備工業	工 藤 祐 司	秋田市外旭川字三後田25番地の 2

- 2 廃止年月日
平成26年 5 月25日

公 告

秋田市公告

秋田県知事から都市計画法（昭和43年法律第100号）第 5 条第 6 項において準用する同条第 1 項の規定により、秋田都市計画区域および河辺都市計画区域を一の都市計画区域とする変更について通知を受けたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年 7 月 1 日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更に係る都市計画区域の名称
秋田都市計画区域
- 2 都市計画区域に含まれる土地の区域
(1) 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域 無し
(2) 都市計画区域から除外される土地の区域 無し
- 3 都市計画の縦覧場所
秋田市山王一丁目 1 番 1 号
秋田市都市整備部都市計画課

秋田市公告

秋田県知事から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定による都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に関わる図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年 7 月 1 日

秋田市長 穂 積 志

- 1 都市計画の種類および名称
秋田都市計画及び河辺都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画の縦覧場所
秋田市山王一丁目 1 番 1 号
秋田市都市整備部都市計画課

秋田市公告

秋田県知事から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定による区域区分の変更に関わる図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年 7 月 1 日

秋田市長 穂 積 志

- 1 都市計画の種類および名称
秋田都市計画区域区分
- 2 都市計画の縦覧場所
秋田市山王一丁目 1 番 1 号
秋田市都市整備部都市計画課

秋田市公告

秋田県知事から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画施設の変更に関わる図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年 7 月 1 日

秋田市長 穂 積 志

1 都市計画の種類および名称

(1) 河辺都市計画道路

3・3・1号神内和田線

3・4・4号和田駅前線

3・4・5号石川和田駅線

(2) 河辺都市計画公園

9・7・1号秋田県立中央公園

(3) 秋田都市計画、男鹿都市計画、五城目都市計画、八郎潟都市計画及び河辺都市計画下水道

秋田湾・雄物川流域下水道（臨海処理区）

2 都市計画の縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部都市計画課

秋田市公告

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項および第11条の2第12項の規定に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を別紙のとおり公告する。

平成26年 7 月 1 日

秋田市長 穂 積 志

（別紙）

個人又は法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧

（平成25年 4 月 1 日から平成26年 3 月31日まで）

閲 覧 年月日	申 出 者 の 氏 名	利 用 目 的 の 概 要	閲 覧 に 係 る 住 民 の 範 囲	
平成25年 5 月 8 日	(株)サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗	家計消費状況調査	平成9年4月1日以前に 生まれた16歳以上の男女	旭南二丁目、三丁目、川 尻総社町、川尻みよし町
平成25年 5 月10日	N H K 秋田放送局放送部 部長 今野 恵一郎	6 月全国個人視聴率調査	明治から平成18年までに 生まれた男女	八橋本町一丁目、三丁目、 四丁目、高陽青柳町、飯 島道東二丁目
平成25年 5 月14日	(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	家計の金融行動に関する世論 調査	平成5年5月31日までに 生まれた20歳以上の男女	千秋北の丸、千秋城下町、 千秋久保田町、寺内蛭根 一丁目、二丁目、八橋三 和町
平成25年 5 月21日	(株)インテジリサーチ 代表取締役社長 井上 孝志	2013年度旅行・観光消費動向 調査		下新城長岡地区
平成25年 5 月22日	(一社)中央調査社 会長 西澤 豊	2013年 6 月全国放送サービス 接触状況調査	平成18年12月31日までに 生まれた 7 歳以上の男女	卸町一丁目、檜山川口境
平成25年 5 月22日	(一社)中央調査社 会長 西澤 豊	国民生活に関する世論調査	平成5年5月31日までに 生まれた20歳以上の日本 人の男女	將軍野桂町
平成25年 5 月22日	(一社)中央調査社 会長 西澤 豊	テレビ視聴に関する調査	平成9年6月30日までに 生まれた16歳以上の男女	寺内蛭根
平成25年 5 月31日	日本赤十字秋田看護大学 学長 安藤 広子	「秋田県のがん医療に対する 安心感の実態と影響要因」の アンケート調査	平成25年5月1日現在、 40歳から74歳までの男女	外旭川
平成25年 6 月 6 日	(株)サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗	家計消費状況調査	平成9年4月1日以前に 生まれた16歳以上の男女	広面字川崎、広面字糠塚、 広面字釣瓶町、広面字谷 内佐渡、広面字樋口
平成25年 6 月 7 日 11日 12日	(株)フィデア情報システムズ 代表取締役 菅原 晟	平成25年度県民意識調査	20歳以上の男女	秋田市全域

平成25年 6 月14日	(株)日経リサーチ 代表取締役社長 中村 良	若年期の職業経歴と現在の働き方に関するアンケート調査	昭和43年7月2日から昭和63年7月1日までに生まれた25歳以上44歳以下の男女	将軍野東二丁目
平成25年 6 月18日	(株)毎日新聞社 代表取締役社長 朝比奈 豊	第67回読書世論調査	平成9年9月30日以前に生まれた16歳以上の男女	泉三嶽根
平成25年 6 月20日	(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	生活意識に関するアンケート調査	平成5年7月31日以前に生まれた20歳以上の男女	手形山南町、寺内
平成25年 7 月3日	(一社)中央調査社 会長 西澤 豊	飲酒と生活習慣に関する調査	平成5年6月30日までに生まれた20歳以上の男女	旭川南町
平成25年 7 月3日	(一社)中央調査社 会長 西澤 豊	子どもの安全に関する世論調査	平成5年6月30日までに生まれた20歳以上の日本人の男女	将軍野東一丁目
平成25年 7 月3日	(一社)中央調査社 会長 西澤 豊	第6回メディアに関する全国世論調査	平成7年7月31日までに生まれた18歳以上の男女	下新城中野字街道端西
平成25年 7 月3日	(一社)中央調査社 会長 西澤 豊	2013年新聞及びウェブ利用に関する総合調査	平成10年8月31日までに生まれた15歳以上の男女	御野場
平成25年 8 月6日	(一社)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	臓器移植に関する世論調査	20歳以上の日本国籍を有する男女	山王六丁目
平成25年 8 月7日	(株)サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗	家計消費状況調査	平成9年4月1日以前に生まれた16歳以上の男女	広面字屋敷田、広面字高田、広面字板橋添
平成25年 9 月3日	NHK秋田放送局放送部 部長 今野 恵一郎	11月全国個人視聴率調査	明治から平成18年生まれの人	八橋本町三丁目、高陽青柳町
平成25年 9 月3日	NHK秋田放送局放送部 部長 今野 恵一郎	日本人の意識調査	明治から平成9年生まれの人	八橋本町三丁目、高陽青柳町
平成25年 9 月11日	(一社)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	教育改革に関する意識調査	20歳以上の日本国籍を有する男女	飯島西袋二丁目
平成25年 9 月11日	(一社)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	外交に関する世論調査	20歳以上の日本国籍を有する男女	旭南一丁目
平成25年 9 月12日 13日	(一社)秋田経済研究所 理事長 藤原 清悦	消費生活に関する県民意識調査	20歳以上の日本国籍を有する男女	秋田市全域
平成25年 9 月20日	(一社)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	第10回飲酒・喫煙・くすりの使用についてのアンケート調査	15歳から64歳までの男女	新屋松美町
平成25年 9 月27日	(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	日本人の国民性 第13次全国調査	昭和3年10月1日から平成5年9月30日までに生まれた20歳以上84歳以下の男女	牛島東四丁目
平成25年 10月11日	(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	教育と仕事に関する全国調査	昭和23年11月2日から昭和58年11月1日までに生まれた30歳以上64歳以下の男女	広面
平成25年 10月18日	(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	家計と貯蓄に関する調査	平成5年10月31日生まれまでの20歳以上の男女	御所野元町六丁目、七丁目

平成25年 10月24日	(一社)中央調査社 会長 西澤 豊	メディアの接触と評価に関する調査	昭和8年11月1日から平成10年10月31日までに生まれた15歳以上79歳以下の男女	楢山共和町
平成25年 10月24日	(一社)中央調査社 会長 西澤 豊	2013年11月全国放送サービス接触動向調査	平成18年12月31日までに生まれた7歳以上の男女	寺内堂ノ沢二丁目、寺内 見桜一丁目
平成25年 10月24日	(一社)中央調査社 会長 西澤 豊	防災とエネルギー調査	平成9年12月31日までに生まれた16歳以上の男女	寺内
平成25年 10月31日	㈱サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗	家計消費状況調査	平成9年10月1日以前に生まれた16歳以上の男女	八橋大畑二丁目、広面字 小沼古川端、広面字大袋、 広面字鬼頭
平成25年 11月12日	(一社)中央調査社 会長 西澤 豊	防災に関する世論調査	平成5年10月31日までに生まれた20歳以上の男女	将軍野東三丁目
平成25年 11月12日	(一社)中央調査社 会長 西澤 豊	テレビ視聴に関する調査	平成9年12月31日までに生まれた16歳以上の男女	仁井田福島一丁目
平成25年 11月28日	(一社)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	土地問題に関する国民の意識調査	20歳以上の日本国籍を有する男女	八橋大沼町
平成25年 11月28日	(一社)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	消費者意識基本調査	15歳以上の日本国籍を有する男女	将軍野東二丁目
平成25年 12月12日	㈱日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	第57回生活意識に関するアンケート調査	平成6年1月31日までに生まれた20歳以上の男女	下新城岩城、下新城小友、 下新城笠岡、下新城中野
平成25年 12月18日	㈱日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	第2回日本人の就業実態に関する総合調査	昭和24年1月1日から平成5年12月31日までに生まれた20歳から65歳までの男女	新屋松美ガ丘北町、新屋 松美ガ丘南町
平成25年 12月19日	(一社)中央調査社 会長 西澤 豊	消費者行政の推進に関する世論調査	平成5年12月31日までに生まれた20歳以上の日本国籍を有する男女	広面字板橋添
平成25年 12月19日	(一社)中央調査社 会長 西澤 豊	生活意識に関する調査	平成5年12月31日までに生まれた20歳以上の日本人の男女	新屋朝日町
平成25年 12月19日	(一社)中央調査社 会長 西澤 豊	社会意識に関する世論調査	平成5年12月31日までに生まれた20歳以上の男女	飯島川端一丁目、二丁目
平成25年 12月25日	㈱日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	暮らしと生きる力に関する調査	昭和14年1月2日から昭和64年1月1日までに生まれた25歳から74歳までの男女	寺内
平成26年 1月7日	㈱日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	ロコモティブシンドロームに関する疫学研究：健康と運動器症状についてのアンケート	昭和9年2月1日から昭和49年1月31日までに生まれた40歳以上79歳以下の男女	新屋割山町、新屋朝日町
平成26年 1月8日 9日	㈱日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	通信利用動向調査	平成5年4月1日までに生まれた20歳以上の男女	秋田市全域

平成26年 1月15日	(株)ビデオリサーチ 代表取締役社長 秋山 創一	2014年全国たばこ喫煙者率調査	大正13年 5 月1日から平成6年 4 月30日までに生まれた男女	下北手黒川、下北手梨平、下北手桜、桜台一丁目、泉北四丁目、泉中央四丁目、仁井田二ツ屋二丁目、土崎港北三丁目
平成26年 1月29日	(株)サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗	家計消費状況調査	平成10年 1 月 1 日以前に生まれた16歳以上の男女	高陽幸町、高陽青柳町、桜二丁目
平成26年 2月19日	(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	生活意識に関するアンケート調査	平成6年 4 月30日までに生まれた20歳以上の男女	濁川
平成26年 2月25日	泉・緑の会 会長 瀬田川 栄一	泉・緑の会で子供の誕生記念として梅の苗木を贈るため	前年に誕生した子供	泉学区

国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧
(平成25年 4 月 1 日から平成26年 3 月31日まで)

閲 覧 年月日	請求をした国又は地方 公共団体の機関の名称	請 求 事 由 の 概 要	閲 覧 に 係 る 住 民 の 範 囲	
平成25年 12月 3 日 4 日 5 日 6 日 10日 11日	自衛隊 秋田地方協力本部	自衛官募集事務上必要なため	平成8年 4 月 2 日から平成9年 4 月 1 日までに生まれた男女	市内全域

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成26年 7 月 3 日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地
東宝不動産株式会社 代表取締役 高橋 昌治
東京都千代田区有楽町一丁目 5 番 2 号
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 ユニクロ秋田茨島店
所在地 秋田県秋田市茨島一丁目 4 番 1 号および 4 番 3 号
- (3) 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名
変更前
東宝不動産株式会社 代表取締役 八馬 直佳
変更後
東宝不動産株式会社 代表取締役 高橋 昌治
- (4) 変更年月日 平成26年 5 月20日
- (5) 変更理由 代表取締役の異動のため

2 届出年月日 平成26年 6 月19日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

- (1) 縦覧場所 秋田市商工部商工労働課
- (2) 縦覧期間 平成26年 7 月 3 日から同年11月 3 日まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）
- 4 意見書の提出先 秋田市商工部商工労働課
- 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項
 - (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
 - (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
 - (3) 意見を述べる理由

秋田市公告

新屋まちづくり拠点施設整備基本計画策定業務委託について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成26年 7 月 8 日

秋田市長 穂 積 志

1 業務概要

- (1) 業務名
新屋まちづくり拠点施設整備基本計画策定業務委託
- (2) 業務内容
別紙「新屋まちづくり拠点施設整備基本計画策定業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。（省略））のとおり
- (3) 業務期間
契約締結の日から平成27年 3 月31日までとする。
- (4) 業務規模
本業務に関する費用は、9,165,000円（消費税および地方消費税を含む。）以内とする。
- (5) 設計業務の委託契約に係る随意契約予定

本業務に直接関連する他の設計業務（基本設計および実施設計業務）の委託契約を本業務の委託契約の相手方と随意契約により締結する予定である。したがって、本業務は、随意契約予定の基本設計および実施設計業務の予定業務量を含めた業務量をもって、公募するものである。

ただし、本業務が適正に執行されないとき（市の指示に従わないとき、仕様書に求めている成果品が得られないときなど）、又は事業の実施を継続できない事由が生じたときは、この限りでない。

2 参加資格

プロポーザルに参加する者（以下「参加表明者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者又は(1)の者同士による共同企業体（以下「ＪＶ」という。）となることにより、(2)以下の当該要件を全て満たすこととなるものとする。ただし、ＪＶの場合は、「建設コンサルタント業務における共同設計方式の取扱いについて（平成10年12月10日建設省通達）」の3の設計共同団体協定書を締結していることとする。

- (1) 秋田市内に本社を有し、本市における設計業務に係る入札参加有資格者であること。
- (2) 参加表明書の提出日（以下「申請日」という。）において、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に定める一級建築士事務所登録があること。
- (3) 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士を3人以上有し、その中から本業務に一級建築士を1人以上配置できること。
- (4) 常勤職員を5人以上有すること。
- (5) 平成16年4月1日以降において、同種・類似施設整備に係る設計業務の実績を有していること（ガラス、陶芸等のものづくり工房、美術館、博物館、図書館等の文化・交流施設についての実績とする。ただし、単独、ＪＶ、協力事務所としての参画等の受注形態は問わないものとする。）。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (7) 参加表明書の提出期限において、本市の指名停止期間中又は入札参加停止期間中でないこと（複数の企業体が共同して申請する場合にあっては、構成員全員が本市の指名停止期間中又は入札参加停止期間中でないこと。）。
- (8) 申請日において、国税および地方税を滞納していないこと。
- (9) 本業務に関して、他のＪＶを構成する者又は他の参加表明者の協力事務所になっていないこと。
- (10) 新屋まちづくり拠点施設整備基本計画策定業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に記載する技術者に関する条件を満たしていること。

3 手続等

(1) 担当課

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市企画財政部企画調整課（市庁舎2階）
電話 018-866-2032 FAX 018-866-2278
E-mail ro-plmn@city.akita.akita.jp

(2) 実施要領の交付

- ア 交付期間 平成26年7月8日(火)から同月22日(火)まで
イ 交付方法 実施要領は、秋田市企画財政部企画調整課ホームページからの入手を原則とする。また、担当課においても希望者には直接交付する（直接交付は、土曜日、日曜日および祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

とする。）。

(3) 参加表明書の提出

- ア 提出期限 平成26年7月22日(火) 午後5時
イ 提出場所 3の(1)に同じ。
ウ 提出方法 持参（土曜日、日曜日および祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までとする。）、郵送等によること。

(4) 企画提案書の提出

- ア 提出期限 平成26年8月20日(水) 午後5時
イ 提出場所 3の(1)に同じ。
ウ 提出方法 3の(3)のウに同じ。

4 参加表明書および企画提案書の審査等

(1) 参加表明書の審査

まちづくり拠点施設整備基本計画策定業務に関する公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において書類審査を行い、参加表明書を提出した者のうちから、企画提案書の提出を要請する者の選定を行う。

(2) 企画提案書の審査

委員会において書類に基づくプレゼンテーションおよびヒアリングにより審査を行い、実施要領別添の評価基準に基づき、評価点が最も高い企画提案1件と次点の企画提案1件を特定する。

5 その他

- (1) 企画提案書の作成、応募、ヒアリング等、プロポーザルに要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、返却しない。
- (3) 提出された書類等は、提出者に無断でプロポーザル以外に使用しない。
- (4) 提出された書類等は、審査および説明のために、その写しを作成し、使用することができるものとする。
- (5) 提出された書類等は、公平性、透明性および客観性を期するため、公表することがある。
- (6) 前号により公表する場合、企画提案書の写しを作成し、使用することができるものとする。
- (7) 採用した企画提案書等の著作権は、秋田市に帰属するものとする。
- (8) 企画提案書および業務参考見積書の受理後の差し替え、追加、削除等は一切認めない。また、選定・非選定にかかわらず返却しない。
- (9) 参加表明書に記載した業務を担当する管理技術者および担当主任技術者は、原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更する場合は、同等以上の技術者であるとの本市の了解を得なければならない。

秋田市公告

土崎まちづくり拠点施設整備基本計画策定業務委託について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成26年7月8日

秋田市長 穂 積 志

1 業務概要

(1) 業務名

土崎まちづくり拠点施設整備基本計画策定業務委託

(2) 業務内容

別紙「土崎まちづくり拠点施設整備基本計画策定業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。（省略））のとおり

(3) 業務期間

契約締結の日から平成27年 3 月31日までとする。

(4) 業務規模

本業務に関する費用は、14,178,000円（消費税および地方消費税を含む。）以内とする。

(5) 設計業務の委託契約に係る随意契約予定

本業務に直接関連する他の設計業務（基本設計および実施設計業務）の委託契約を本業務の委託契約の相手方と随意契約により締結する予定である。したがって、本業務は、随意契約予定の基本設計および実施設計業務の予定業務量を含めた業務量をもって、公募するものである。

ただし、本業務が適正に執行されないとき（市の指示に従わないとき、仕様書に求めている成果品が得られないときなど）、又は事業の実施を継続できない事由が生じたときは、この限りでない。

2 参加資格

プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加表明者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者又は(1)の者同士による共同企業体（以下「JV」という。）となることにより、(2)以下の当該要件を全て満たすこととなるものとする。ただし、JVの場合は、「建設コンサルタント業務における共同設計方式の取扱いについて（平成10年12月10日建設省通達）」の3の設計共同体協定書を締結していることとする。

(1) 秋田市内に本社を有し、本市における設計業務に係る入札参加有資格者であること。

(2) 参加表明書の提出日（以下「申請日」という。）において、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に定める一級建築士事務所登録があること。

(3) 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士を3人以上有し、その中から本業務に一級建築士を1人以上配置できること。

(4) 常勤職員を5人以上有すること。

(5) 平成16年4月1日以降において、同種・類似施設整備に係る設計業務の実績を有していること（郷土資料館、美術館、博物館、図書館等の文化・交流施設についての実績とする。ただし、単独、JV、協力事務所としての参画等の受注形態は問わないものとする。）。

(6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(7) 参加表明書の提出期限において、本市の指名停止期間中又は入札参加停止期間中でないこと（複数の企業体が共同して申請する場合にあっては、構成員全員が本市の指名停止期間中又は入札参加停止期間中でないこと。）。

(8) 申請日において、国税および地方税を滞納していないこと。

(9) 本業務に関して、他のJVを構成する者又は他の参加表明者の協力事務所になっていないこと。

(10) 土崎まちづくり拠点施設整備基本計画策定業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に記載する技術者に関する条件を満たしていること。

3 手続等

(1) 担当課

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市企画財政部企画調整課（市庁舎2階）

電話 018-866-2032 FAX 018-866-2278

E-mail ro-plmn@city.akita.akita.jp

(2) 実施要領の交付

ア 交付期間 平成26年 7 月 8 日(火)から同月22日(火)まで

イ 交付方法 実施要領は、秋田市企画財政部企画調整課ホームページからの入手を原則とする。また、担当課においても希望者には直接交付する（直接交付は、土曜日、日曜日および祝日を除く日の午前 8 時30分から午後 5 時15分までとする。）。

(3) 参加表明書の提出

ア 提出期限 平成26年 7 月22日(火) 午後 5 時

イ 提出場所 3の(1)に同じ。

ウ 提出方法 持参（土曜日、日曜日および祝日を除く日の午前 8 時30分から午後 5 時15分までとする。）、郵送等によること。

(4) 企画提案書の提出

ア 提出期限 平成26年 8 月20日(水) 午後 5 時

イ 提出場所 3の(1)に同じ。

ウ 提出方法 3の(3)のウに同じ。

4 参加表明書および企画提案書の審査等

(1) 参加表明書の審査

まちづくり拠点施設整備基本計画策定業務に関する公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において書類審査を行い、参加表明書を提出した者のうちから、企画提案書の提出を要請する者の選定を行う。

(2) 企画提案書の審査

委員会において書類に基づくプレゼンテーションおよびヒアリングにより審査を行い、実施要領別添の評価基準に基づき、評価点が最も高い企画提案1件と次点の企画提案1件を特定する。

5 その他

(1) 企画提案書の作成、応募、ヒアリング等、プロポーザルに要する費用は、提出者の負担とする。

(2) 提出された書類等は、返却しない。

(3) 提出された書類等は、提出者に無断でプロポーザル以外に使用しない。

(4) 提出された書類等は、審査および説明のために、その写しを作成し、使用することができるものとする。

(5) 提出された書類等は、公平性、透明性および客観性を期すため、公表することがある。

(6) 前号により公表する場合、企画提案書の写しを作成し、使用することができるものとする。

(7) 採用した企画提案書等の著作権は、秋田市に帰属するものとする。

(8) 企画提案書および業務参考見積書の受理後の差し替え、追加、削除等は一切認めない。また、選定・非選定にかかわらず返却しない。

(9) 参加表明書に記載した業務を担当する管理技術者および担当主任技術者は、原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更する場合は、同等以上の技術者であるとの本市の了解を得なければならない。

秋田市公告

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定に基づき、道路と堤防との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第6項の規定により公告する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧

に供する。

平成26年 7 月 9 日

秋田市道路管理者

秋田市長 穂 積 志

- 1 市道路線の名称 市道笠岡 5 号線
- 2 河川の名称 一級河川雄物川水系新城川
- 3 河川管理施設の名称又は種類 左右岸堤防
- 4 兼用工作物の位置
秋田市下新城笠岡字中沖99番 4 地内から15番 2 地内まで
秋田市下新城笠岡字笠岡33番 4 地内から30番 2 地内まで
- 5 河川管理者の氏名および住所
氏名 河川管理者 秋田県知事 佐竹 敬久
住所 秋田市山王四丁目 1 番 1 号
- 6 管理を行う者の氏名および住所
氏名 道路管理者 秋田市長 穂積 志
住所 秋田市山王一丁目 1 番 1 号
- 7 管理の内容
 - (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
 - (2) 主に道路占用施設に係る場合の災害復旧
 - (3) 災害復旧以外に道路法又は同法に基づく命令の規定による兼用工作物の管理
 - (4) 未舗装となっている区間の管理は、舗装工事が完了するまで河川管理者
- 8 管理の期間 平成26年 7 月 1 日から道路の存続する日まで
- 9 縦覧期間 平成26年 7 月 9 日から同月29日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
- 10 縦覧時間 午前 8 時30分から午後 5 時15分まで
- 11 縦覧場所 秋田市山王一丁目 1 番 1 号
秋田市建設部建設総務課

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第 5 条第 1 項の規定に基づき実施する定期予防接種について、予防接種を行う医師の名前に訂正があったため、同法施行令（昭和23年政令第197号）第 4 条第 1 項および第 2 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年 7 月 9 日

秋田市長 穂 積 志

- 1 予防接種を行う医師の氏名および予防接種を行う主たる場所

予防接種を行う医師の氏名		予防接種を行う主たる場所
誤	正	秋田市広面字樋口18番地15 須藤医院
須藤 宏明	須藤 宏久	

- 2 変更年月日
平成26年 4 月 1 日

秋田市公告

秋田市マイタウン・バス北部線・笹岡線運行业務について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成26年 7 月14日

秋田市長 穂 積 志

1 業務概要

- (1) 業務名
秋田市マイタウン・バス北部線・笹岡線運行业務
- (2) 業務内容
本業務は、秋田市北部地区（金足、下新城および上新城）および外旭川地区（笹岡）において、秋田市マイタウン・バス北部線および笹岡線を運行するものである。
- (3) 業務期間
平成26年10月 1 日から平成27年 9 月30日まで
- (4) 業務規模
本業務に関する費用は31,406,400円（消費税および地方消費税を含む。）以内とし、秋田市の負担金は27,146,400円（消費税および地方消費税を含む。）とする。

2 参加資格

- プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (2) 経営状況および経営規模において、本業務の履行に支障がない者であること。
 - (3) 業務開始までに、道路運送法（昭和26年法律第183号）第 4 条の許可を取得できる者であること。
 - (4) 業務開始までに、本業務に使用する車両を準備できる者であること。
 - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者でないこと。
 - (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (7) 秋田市から、製造の請負、物品の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止措置を、公告の日から特定結果の通知の日までの期間内に受けていないこと。
 - (8) 経営者、役員又は経営に事実上参加している者が、集团的にもしくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある団体の構成員又は当該団体と密接な関係を有する者であると認められないこと。

3 手続等

- (1) 実施要領の交付
 - ア 交付期間
平成26年 7 月14日(月)から同月24日(木)まで
 - イ 交付方法
実施要領は、交通政策課ホームページからの入手を原則とする。（<http://www.city.akita.akita.jp/city/ur/im/05kotu/default.htm>）
また、希望者には交通政策課においても直接交付する（直接交付は、土曜日、日曜日および祝日を除く、平日の午前 9 時から正午までおよび午後 1 時から午後 5 時までとする。）。
- (2) 参加表明書の提出
 - ア 提出期限 平成26年 7 月24日(木) 午後 5 時
 - イ 提出場所 〒010-8560 秋田市山王一丁目 1 番 1 号
秋田市都市整備部交通政策課
電 話 番 号 018-866-2085
ファックス 018-866-8814

E-mail ro-urtp@city.akita.akita.jp

ウ 提出方法 持参（土曜日、日曜日および祝日を除く、平日の午前 9 時から正午までおよび午後 1 時から午後 5 時までとする。）又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）によること。

(3) 企画提案書の提出

ア 提出期限 平成26年 8 月18日(月) 午後 5 時

イ 提出場所 3 の(2)のイに同じ。

ウ 提出方法 3 の(2)のウに同じ。

4 参加表明書および企画提案書の審査等

(1) 参加表明書を提出した者のうちから、秋田市マイタウン・バス運行事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において書類審査を行い、企画提案書の提出を要請する者の選定を行う。

(2) 選定委員会において企画提案書およびヒアリングにより審査を行い、その結果に基づいて市長が本業務における運行予定事業者を特定するものとする。

5 その他

(1) 企画提案書の作成、応募、ヒアリング等プロポーザルに要する費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出された書類等は、返却しない。

(3) 提出された書類等は、提出者に無断でプロポーザル以外に使用しない。

(4) 提出された書類等は、審査および説明の目的に、その写しを作成し、使用することができるものとする。

(5) 提出された書類等は、公平性、透明性および客観性を期すため、公表することがある。

(6) 前号により公表する場合、提案書の写しを作成し、使用することができるものとする。

(7) 企画提案書、参考見積書の受理後の差し替え、追加、削除等は一切認めない。

(8) 書類等の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時および計量法（平成 4 年法律第51号）によるものとする。

秋田市公告

秋田市マイタウン・バス南部線運行业務について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成26年 7 月14日

秋田市長 穂 積 志

1 業務概要

(1) 業務名

秋田市マイタウン・バス南部線運行业務

(2) 業務内容

本業務は、秋田市河辺地域および雄和地域において、秋田市マイタウン・バス南部線を運行するものである。

(3) 業務期間

平成26年10月 1 日から平成27年 9 月30日まで

(4) 業務規模

本業務に関する費用は97,512,120円（消費税および地方消費税を含む。）以内とし、秋田市の負担金は85,272,120円（消費税および地方消費税を含む。）とする。

2 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 経営状況および経営規模において、本業務の履行に支障がない者であること。

(3) 業務開始までに、道路運送法（昭和26年法律第183号）第 4 条の許可を取得できる者であること。

(4) 業務開始までに、本業務に使用する車両を準備できる者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者でないこと。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(7) 秋田市から、製造の請負、物品の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止措置を、公告の日から特定結果の通知の日までの期間内に受けていないこと。

(8) 経営者、役員又は経営に事実上参加している者が、集团的にもしくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある団体の構成員又は当該団体と密接な関係を有する者であると認められないこと。

3 手続等

(1) 実施要領の交付

ア 交付期間

平成26年 7 月14日(月)から同月24日(木)まで

イ 交付方法

実施要領は、交通政策課ホームページからの入手を原則とする。（<http://www.city.akita.akita.jp/city/ur/im/05kotu/default.htm>）

また、希望者には交通政策課においても直接交付する（直接交付は、土曜日、日曜日および祝日を除く、平日の午前 9 時から正午までおよび午後 1 時から午後 5 時までとする。）。

(2) 参加表明書の提出

ア 提出期限 平成26年 7 月24日(木) 午後 5 時

イ 提出場所 〒010-8560 秋田市山王一丁目 1 番 1 号

秋田市都市整備部交通政策課

電 話 番 号 018-866-2085

ファックス 018-866-8814

E-mail ro-urtp@city.akita.akita.jp

ウ 提出方法 持参（土曜日、日曜日および祝日を除く、平日の午前 9 時から正午までおよび午後 1 時から午後 5 時までとする。）又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）によること。

(3) 企画提案書の提出

ア 提出期限 平成26年 8 月18日(月) 午後 5 時

イ 提出場所 3 の(2)のイに同じ。

ウ 提出方法 3 の(2)のウに同じ。

4 参加表明書および企画提案書の審査等

(1) 参加表明書を提出した者のうちから、秋田市マイタウン・バス運行事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において書類審査を行い、企画提案書の提出を要請する者の選定を行う。

(2) 選定委員会において企画提案書およびヒアリングにより審査を行い、その結果に基づいて市長が本業務における運行予

定事業者を特定するものとする。

5 その他

- (1) 企画提案書の作成、応募、ヒアリング等プロポーザルに要する費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、返却しない。
- (3) 提出された書類等は、提出者に無断でプロポーザル以外に使用しない。
- (4) 提出された書類等は、審査および説明の目的に、その写しを作成し、使用することができるものとする。
- (5) 提出された書類等は、公平性、透明性および客観性を期すため、公表することがある。
- (6) 前号により公表する場合、提案書の写しを作成し、使用することができるものとする。
- (7) 企画提案書、参考見積書の受理後の差し替え、追加、削除等は一切認めない。
- (8) 書類等の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時および計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第35条の2第1項の規定により、平成26年5月30日付け秋田市指令第3212号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成26年7月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
秋田市榎山本町2番3号
株式会社松美造園建設工業
代表取締役 佐藤 正義
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
秋田市御所野地藏田二丁目15番3および15番4

秋田市公告

次のとおり修繕に係る公募型指名競争入札を実施するので、入札参加希望者を公募する。

平成26年7月23日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に関する事項

(1) 件 名	秋田市立中央図書館明徳館トイレ修繕
(2) 設 計 書	別紙（省略）のとおり
(3) 場 所	秋田市千秋明徳町4番4号
(4) 履 行 期 間	契約日から平成26年9月30日まで。 ただし、契約期間内において中央図書館明徳館の休館日は、平成26年9月16日から同月30日までのため、この期間内に直接的な修繕施工は終了すること。

(5) 入札参加要件	ア 市税に滞納がないこと。 イ 秋田市暴力団排除条例第6条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。 ウ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。 エ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。 オ 入札参加申込時点において秋田市政工事業に業者登録していること。 カ 秋田市内に本社、支社、営業所等を有していること。
(6) 入札参加申込み	
受 付 期 間	平成26年7月23日(水)から同月31日(木)までの毎日、午前9時から午後5時までとする（ただし、土曜日、日曜日および祝日は除く。）。
受 付 場 所	秋田市千秋明徳町4番4号 秋田市中央図書館明徳館庶務担当
(7) 指 名 通 知 等	平成26年8月5日(火)にFAXで通知する。
(8) 入 札	
日 時	平成26年8月7日(木) 午前10時
場 所	秋田市千秋明徳町4番4号 秋田市中央図書館明徳館2階 研修ホール
入 札 保 証 金	免除
(9) 契 約 日	平成26年8月12日(火)（予定）

2 注意事項

- (1) 入札参加申込みに関する事項
入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類（以下「申込書」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）
様式については、秋田市教育委員会中央図書館明徳館のホームページから入手すること。
イ 本市に本社、支社、営業所等を有していることを証明するもの（法人登記事項証明書等（写し可））
ウ 納税証明書（写し可）
(ア) 秋田市に納めた法人市民税（個人事業主は個人市民税）
(イ) 秋田市に納めた固定資産税（最新年度）
※ 納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可
エ 申込書等の提出は持参によるものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (2) 指名および非指名通知について
ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知をする。
イ 提出された申込書の審査結果により、指名されない場合がある。その者には非指名通知により、その旨を通知する。
- (3) 入札について
ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加

すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 予定価格の10分の 6 以上の範囲内で最低制限価格を設定する。最低制限価格より低い入札をした者については、落札者とししないものとし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札したものを落札者とする。

エ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を 1 回に限り行う。なお、最低制限価格に満たない価格で入札した者も参加できるものとする。

オ 落札者となるべき同価の入札が複数あったときは、くじにより落札者を決定する。なお、くじ引は辞退できないものとする。

カ 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出すること。なお、入札書には代理人の印を押印すること。

3 その他

- (1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書は、返却しない。
- (3) 問合せ先

秋田市中央図書館明徳館庶務担当
電話 018—832—9220

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第35条の 2 第 1 項の規定により、平成26年 6 月 2 日付け秋田市指令第3229号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定に基づき、公告する。

平成26年 7 月23日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
秋田市泉中央二丁目 8 番 9 号
株式会社リングス秋田
代表取締役 千田 芳幸
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
秋田市飯島鼠田二丁目31番55、31番64、31番65、31番68および31番139

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画（平成26年度第 4 号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年 7 月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧に供する書類 農用地利用集積計画書
- 2 縦覧時間 午前 8 時30分から午後 5 時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
- 3 縦覧場所 秋田市八橋本町六丁目12番 1 号

秋田市農林部農林総務課

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定に基づき、公告する。

平成26年 7 月28日

秋田市長 穂 積 志

- 1 申請者の住所および氏名
秋田市新屋扇町 7 番41号
有限会社新屋不動産
代表取締役 加藤 勝夫
- 2 道路位置指定箇所
秋田市新屋扇町279番13
- 3 道路幅員 4.00メートル
- 4 道路延長 34.94メートル
- 5 指定年月日および番号
平成26年 7 月28日 第 2 号

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定に基づき、公告する。

平成26年 7 月29日

秋田市長 穂 積 志

- 1 申請者の住所および氏名
秋田市大町四丁目 6 番20号
有限会社アークランドホーム
代表取締役 鈴木 眞津子
- 2 道路位置指定箇所
秋田市川尻上野町266番10
- 3 道路幅員 4.00～4.01メートル
- 4 道路延長 34.83メートル
- 5 指定年月日および番号
平成26年 7 月29日 第 3 号